参加者 各位

小鹿野町長 森 真 太 郎

質問回答書

小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザルの参加表明書等に関する質問に対する回答は次のとおりです。

No.	項目	質問事項	回答
1	実施	参加資格の(2)①において、『本プロポ	「関東甲信越(1都9県)に存する地方
	要領	ーザル手続き開始日前までにおいて、	公共団体のいずれかの建設工事等入
	7(2)	平成 31·32 年度小鹿野町建設工事等	札参加適格者名簿に登録されている
	1	入札参加適格者名簿に登録されている	者」は、同等の資格を有しているものと
		者。 ただし、登録されていない者であ	認めます。
		っても、参加表明書の提出の日前まで	同等の資格で参加する場合、実施要領
		において、これと同等の資格を有してい	10(1)提出書類の添付資料にある入札
		ると認められた場合は、この限りでな	参加資格登録書の写しは、貴社が登録
		い。』とありますが、他自治体(一都六県	している地方公共団体の入札参加資格
		内)で今年度の入札参加資格を有して	登録書の写しを添付してください。
		いる場合は、同等の資格を有しているも	
		のと認めていただけるでしょうか。認め	
		ていただける場合に必要な書類につい	
		ても併せてご教示ください。	
		また、上記が認められない場合、同等	
		の資格を有していると認められるのは、	
		どのような場合でしょうか。	
2	実施	貴町の建設工事等入札参加適格者名	質問No.1をご参照ください。
	要領	簿に現時点で登録されていない者であ	
	7(2)	っても、参加表明書の提出の日前まで	
	1	において、これと同等の資格を有してい	
		ると認められた場合はこの限りでないと	
		ありますが、この「同等の資格」という具	
		体的な要件はありますか?	
		埼玉県や他県など自治体の入札参加	
		資格登録済みである場合も同等資格保	
		持として認められるのでしょうか?	

3	実施 要領 7(2) ⑤	実施要領P3 7参加資格(2)⑤「500㎡以上の木造」とございますが、複合構造の場合、木造部分について500㎡以上であればこれに該当するということで宜しいでしょうか。	主要構造部を木造とした部分が500 ㎡ 以上であれば該当します。 なお、主要構造部とは、建築基準法第 2条第5号の用語の定義のとおりです。
4	実施	実施要領P3 7参加資格(2)⑤「主要構	屋根および小屋部分のみが木造の場
	要領	造部を木造とした・・・」とございますが、	合は該当しません。
	7(2)	屋根および小屋部分のみが木造の場	
	(5)	合でもこれに該当するのでしょうか。	
5	様式	業務実績調書(様式 3)について、『JV	構成員とは、JV を構成する者です(実
	3備	での参加の場合は備考欄に実績のあ	施要領 P4 7参加資格(3)をご覧くださ
	考⑦	った構成員の名称を記入』とあります	い。)。したがって、JV での業務実績の
		が、構成員とは JV に参加した組織でし	場合は、JV を組織する実績のあった単
		ょうか、個人でしょうか。または、JVの名	体企業名を記入してください。
		称でしょうか。	
6	様式	主任技術者について	提出することとなっているもの以外は、
	5備	管理技術者、建築(総合)主任技術者、	提出しないでください。
	考①	構造主任技術者、電気主任技術者以	
		外で木材調達主任技術者や外構主任	
		技術者等、その他の主任技術者を追加	
		することは可能でしょうか。	